

資料番号：3について

記事番号：2023、2022、2019

指摘された部分： >野上幸雄< >東てる美< >東さん<

指摘された部分： 塾長の>野上幸雄<(仮名)君は、

指摘された部分： >野上幸雄<(仮名)君は、>東てる美<主演の

タイトル：Re: MeiMei-Shop

記事 No：2023 [関連記事]

投稿日：2004/12/18(Sat) 20:07:25

投稿者：犬神明

ほほう！塾長の野上幸雄(仮名)君は、東てる美のファンなのかあ！

日活ロマンポルノ初期の時代と年齢的には合致するなあ・・・。

野上幸雄(仮名)君は、東てる美主演の日活ロマンポルノを見ながら、
一人きりで自家発電していたのかなあ？(w

いや、当時はビデオなんていい物ないし、映画館のトイレとか暗がり
で自家発電かあ？

そして、家に帰って余韻を楽しみながら自家発電！

これからは、自家発電和尚と呼んであげようか？

反論：

投稿者は飽くまで個人的感想を述べたまでである。

そもそも性的興奮を目的とする映画を鑑賞して性的に興奮することは、映画
製作者と鑑賞者双方の意図に即した結果であると言わざるを得ない。

指摘された部分：>東さん<の個人メアド宛てに

タイトル：塾長は下着売り

記事 No：2022 [関連記事]

投稿日：2004/12/18(Sat) 20:07:44

投稿者：From Hell

おまえの現住所と家族名、東さんの個人メアド宛てに通知しといたからな。

反論：

「(野上氏の)現住所と家族名」を記したメールが東氏に送付された事実はない。

仮に送付されたとしても個人メアド宛の電子メールは私信であり、刑法で規定するところの名誉毀損にはあたらない。

また友人である東氏(野上氏が東氏の友人あることは大日本愛国政義塾掲示板における隊員の発言により明らかである)に「現住所と家族名」が知られたところで名誉毀損は成立しない。

指摘された部分：ところで>野上幸雄<くん。

タイトル：MeiMei-Shop

記事 No：2019 [関連記事]

投稿日：2004/12/18(Sat) 16:04:33

投稿者：From Hell

ところで野上幸雄くん。キミが販売してるモトミス化粧品を購入したいのだが。

MeiMei-Shop

<http://shop.goo.ne.jp/store/meimei/>

ところが正規販売元のサイトには「現在のところファンクラブ会員様のみの限定販売」と書いてあるのだよ。これはどういうことかな？

東てる美ファンクラブ

<http://www.azumaterumi-funclub.com/index.html>

消費者からの質問だ。経営者として責任ある回答をして頂こう。

なお下記にも質問状を送付済みだ。・・・とっくの昔にな。

東てる美オフィシャルウェブサイト

<http://www.terumis.com/index.htm>

社団法人日本フォアエッチクラブ

<http://www.japan4hclub.com/>

goo ショッピング

<http://shop.goo.ne.jp/>

反論：

野上幸雄氏が合資会社ノガミ（MeiMei-Shop の経営母体）の代表であることは、登記簿記載の公知情報である。

よって個人のプライバシーにはあたらない。
